第202回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

（事業報告）

当行の新株予約権等に関する事項

（計算書類）

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

（連結計算書類）

連結株主資本等変動計算書

連　結　注　記　表

（平成28年４月 １日から
平成29年３月31日まで）

株式会社 百五銀行

上記の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、当行ホームページ(http://www.hyakugo.co.jp/) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行　第１回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成23年７月25日 ③新株予約権の総数 536個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　53,600株 ⑤新株予約権の行使期間 平成23年７月26日から平成53年７月25日まで ⑥権利行使価格 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	７人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行　第２回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成24年７月26日 ③新株予約権の総数 558個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　55,800株 ⑤新株予約権の行使期間 平成24年７月27日から平成54年７月26日まで ⑥権利行使価格 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	７人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行　第３回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成25年７月24日 ③新株予約権の総数 549個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　54,900株 ⑤新株予約権の行使期間 平成25年７月25日から平成55年７月24日まで ⑥権利行使価格 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	10人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行　第４回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年７月31日 ③新株予約権の総数 600個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　60,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年８月１日から平成56年７月31日まで ⑥権利行使価格 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	11人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行　第５回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年７月30日 ③新株予約権の総数 481個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　48,100株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年７月31日から平成57年７月30日まで ⑥権利行使価格 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	12人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行　第６回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年７月27日 ③新株予約権の総数 714個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　71,400株 ⑤新株予約権の行使期間 平成28年７月28日から平成58年７月27日まで ⑥権利行使価格 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	12人
社外取締役	―	―
監査役	―	―

第 202 期 （平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	7,557	7,557
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,000	7,557	7,557
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
別途積立金の積立			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	20,000	7,557	7,557

（単位：百万円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,377	169,314	14,804	201,496	△ 146	228,907
会計方針の変更による累積的影響額			85	85		85
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,377	169,314	14,890	201,581	△ 146	228,992
当期変動額						
剰余金の配当			△ 2,029	△ 2,029		△ 2,029
当期純利益			8,462	8,462		8,462
別途積立金の積立		11,300	△ 11,300	—		—
自己株式の取得					△ 5	△ 5
自己株式の処分			△ 0	△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩			3	3		3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	11,300	△ 4,863	6,436	△ 4	6,431
当期末残高	17,377	180,614	10,026	208,018	△ 151	235,424

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	98,530	△ 7,685	4,217	95,063	106	324,077
会計方針の変更による累積的影響額						85
会計方針の変更を反映した当期首残高	98,530	△ 7,685	4,217	95,063	106	324,162
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,029
当期純利益						8,462
別途積立金の積立						—
自己株式の取得						△ 5
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 3,350	2,848	△ 3	△ 506	26	△ 479
当期変動額合計	△ 3,350	2,848	△ 3	△ 506	26	5,952
当期末残高	95,180	△ 4,836	4,213	94,557	133	330,115

個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	15年～50年
そ　の　他	4年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理。

数理計算上の差異　：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年２月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

８．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年３月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。
回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加算しております。
この結果、当事業年度の期首において、繰延税金負債が85百万円減少し、繰越利益剰余金が同額増加しております。
当事業年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は85百万円増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）
１．関係会社の株式及び出資金総額　6,162百万円
２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計28,511百万円含まれております。
使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。

3．貸出金のうち、破綻先債権額は755百万円、延滞債権額は51,102百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は12百万円であります。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,424百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,295百万円であります。
なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,409百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	453,403百万円
担保資産に対応する債務	
預金	38,514百万円
債券貸借取引受入担保金	274,712百万円
借用金	60,785百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券24,564百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金1,017百万円及び中央清算機関差入証拠金5,900百万円が含まれております。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,215,873百万円であります。
このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,166,342百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　5,852百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　30,383百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　3,911百万円
13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,937百万円であります。
14. 関係会社に対する金銭債権総額　19,480百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額　14,335百万円

（損益計算書関係）

1．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	406百万円
役務取引等に係る収益総額	130百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	140百万円
その他の取引に係る収益総額	―百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	384百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	―百万円
その他の取引に係る費用総額	2,768百万円

2．関連当事者との取引

（1）子会社・子法人等及び関連法人等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社・子法人等	株式会社百五ディーシーカード	所有直接100.00%	役員の兼任	貸出金等の被保証	331,705	―	―
				保証料の支払	384	―	―

（2）役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	伊勢乾物株式会社	―	―	資金の貸付	平均残高 91 貸出金利息 2	貸出金	101
	株式会社黒宮家具センター	―	―	資金の貸付	平均残高 24 貸出金利息 0	貸出金	―

（注）1　伊勢乾物株式会社は、監査役笠井貞男の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

2　株式会社黒宮家具センターは、監査役渡邉悌爾の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

3　取引条件及び取引条件の決定方針等

当行の定める取引基準に基づいて取引を行っております。

取引条件の決定方針は一般取引と同様であります。

(株主資本等変動計算書関係)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	391	12	1	402	(注) 1,2
合計	391	12	1	402	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加12千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少１千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)
貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。
1．売買目的有価証券（平成29年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	2

2．満期保有目的の債券（平成29年３月31日現在）
該当事項はありません。
3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成29年３月31日現在）

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社・子法人等株式	―	―	―
関連法人等株式	―	―	―
合計	―	―	―

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	6,155
関連法人等株式及び出資金	―
合計	6,155

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券（平成29年３月31日現在）

	種　　類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　　額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	159,752	58,251	101,501
	債　券	1,320,185	1,289,214	30,971
	国　　債	626,785	605,506	21,279
	地 方 債	295,174	289,591	5,583
	短期社債	—	—	—
	社　　債	398,225	394,116	4,108
	その他	217,942	208,510	9,432
	小　計	1,697,881	1,555,976	141,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	6,992	7,480	△ 488
	債　券	132,754	134,504	△ 1,749
	国　　債	29,387	30,408	△ 1,021
	地 方 債	64,494	65,088	△ 594
	短期社債	—	—	—
	社　　債	38,873	39,006	△ 133
	その他	204,975	209,512	△ 4,536
	小　計	344,722	351,497	△ 6,775
合　　計		2,042,604	1,907,474	135,129

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	2,177
その他	2,696
合計	4,874

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）
該当事項はありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	10,749	3,204	320
債　券	50,455	428	24
国　　債	25,599	421	―
地 方 債	23,281	―	18
短期社債	―	―	―
社　　債	1,573	7	6
その他	150,843	2,334	538
合　計	212,048	5,968	882

7．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理はありません。
なお、有価証券の減損処理にあたっては、期末日における時価が取得原価に比べて30％以上下落している場合は原則として実施しておりますが、株式及び投資信託については、期末日における時価が30％以上50％未満下落している場合、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等によって時価の回復可能性を判断する基準を設け、時価の回復可能性があると認められないものについて実施しております。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	2,018	18

2．満期保有目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）
該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年３月31日現在）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,797百万円
繰延ヘッジ損失	2,098
有価証券償却	1,149
その他	2,844
繰延税金資産小計	10,890
評価性引当額	△ 1,499
繰延税金資産合計	9,390
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 40,142
退職給付関係	△ 6,155
繰延ヘッジ利益	△ 6
繰延税金負債合計	△ 46,304
繰延税金資産（負債）の純額	△ 36,914百万円

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

子法人等株式の追加取得

1．取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社百五ディーシーカード（クレジットカード業務及び信用保証業務）

株式会社百五総合研究所（地域産業調査及びコンサルティングに関する業務）

(2) 企業結合日

平成28年12月28日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当行グループ内の持分比率を引き上げることによりグループ経営の強化を図り、これまで以上にグループが一体となった総合金融サービスを提供することを目的として、非支配株主が保有する株式を取得したものであります。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3．子法人等株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金預け金	1,723百万円
取得原価		1,723百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,300円58銭
１株当たりの当期純利益金額	33円35銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	33円30銭

（重要な後発事象）
当行は、平成29年４月１日付で当行の連結される子法人等である百五リース株式会社の株式を追加取得し、当行グループ内の持分比率を100％に引き上げることといたしました。
当該株式取得の概要は以下のとおりであります。
共通支配下の取引等
子法人等株式の追加取得
１．取引の概要
(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
百五リース株式会社（リース業務）
(2) 企業結合日
平成29年４月１日
(3) 企業結合の法的形式
非支配株主からの株式取得
(4) 結合後企業の名称
変更ありません。
(5) その他取引の概要に関する事項
当行グループ内の持分比率を引き上げることによりグループ経営の強化を図り、これまで以上にグループが一体となった総合金融サービスを提供することを目的として、非支配株主が保有する株式を取得したものであります。
２．実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。
３．子法人等株式を追加取得した場合に掲げる事項
被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金預け金	4,303百万円
取得原価		4,303百万円

第 202 期 （平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	7,557	206,825	△ 146	234,236
会計方針の変更による累積的影響額			105		105
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,000	7,557	206,931	△ 146	234,342
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,029		△ 2,029
親会社株主に帰属する当期純利益			9,040		9,040
自己株式の取得				△ 5	△ 5
自己株式の処分			△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩			3		3
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,662			2,662
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2,662	7,014	△ 4	9,672
当期末残高	20,000	10,220	213,945	△ 151	244,014

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	98,579	△ 7,685	4,217	△ 2,326	92,785
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	98,579	△ 7,685	4,217	△ 2,326	92,785
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 3,330	2,848	△ 3	1,847	1,360
当期変動額合計	△ 3,330	2,848	△ 3	1,847	1,360
当期末残高	95,248	△ 4,836	4,213	△ 478	94,146

（単位：百万円）

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	106	8,524	335,653
会計方針の変更による累積的影響額		9	115
会計方針の変更を反映した当期首残高	106	8,533	335,768
当期変動額			
剰余金の配当			△ 2,029
親会社株主に帰属する当期純利益			9,040
自己株式の取得			△ 5
自己株式の処分			0
土地再評価差額金の取崩			3
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			2,662
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	26	△ 4,067	△ 2,679
当期変動額合計	26	△ 4,067	6,992
当期末残高	133	4,466	342,761

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　10社

会社名

百五ビジネスサービス株式会社
百五管理サービス株式会社
百五不動産調査株式会社
百五オフィスサービス株式会社
百五スタッフサービス株式会社
百五証券株式会社
株式会社百五ディーシーカード
百五リース株式会社
株式会社百五総合研究所
百五コンピュータソフト株式会社

株式会社百五経済研究所は、平成28年７月１日付で社名を株式会社百五総合研究所に変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等　　３社

会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス
有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション
百五６次産業化投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額)、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　３社

会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス
有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション
百五６次産業化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額)、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
３月末日　　10社
(4) 開示対象特別目的会社に関する事項
該当事項はありません。

会計方針に関する事項
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　　物　　15年～50年
そ の 他　　４年～15年
② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
(5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、当行と同じ方法により計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準
連結される子会社及び子法人等の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準
連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10)偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11)特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の５第１項に定める金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社及び子法人等が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12)退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（３年）による定額法により損益処理。

数理計算上の差異　：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理。

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14)リース取引の処理方法
(貸手側)
リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年３月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合の税金等調整前当期純利益と同適用指針第81項を適用した場合の税金等調整前当期純利益との差額は軽微であります。

(15)収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(16)重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年２月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(17)消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年３月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金及び非支配株主持分に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産が23百万円増加し、繰延税金負債が91百万円減少し、利益剰余金が105百万円増加し、非支配株主持分が９百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は105百万円増加し、非支配株主持分の期首残高は９百万円増加しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く） 11百万円

２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計28,511百万円含まれております。

使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。

３．貸出金等のうち、破綻先債権額は873百万円、延滞債権額は52,021百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金等であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。

４．貸出金等のうち、３カ月以上延滞債権額は12百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は8,424百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,331百万円であります。

なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,409百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	453,403百万円
担保資産に対応する債務	
預金	38,514百万円
債券貸借取引受入担保金	274,712百万円
借用金	60,785百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券24,564百万円及び現金預け金200百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,029百万円、中央清算機関差入証拠金5,900百万円及び金融商品等差入担保金7,011百万円が含まれております。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,213,601百万円であります。

このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,164,070百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　5,852百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　33,055百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　4,022百万円
13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は7,937百万円であります。

（連結損益計算書関係）

１．「その他の経常収益」には、株式等売却益5,343百万円を含んでおります。
２．「その他の経常費用」には、株式等売却損625百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	254,119	―	―	254,119	
合計	254,119	―	―	254,119	
自己株式					
普通株式	391	12	1	402	（注）1,2
合計	391	12	1	402	

（注）1　普通株式の自己株式の株式数の増加12千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2　普通株式の自己株式の株式数の減少１千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					133	
合計		―					133	

3．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成28年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,014百万円	4.00円	平成28年3月31日	平成28年6月23日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	1,014百万円	4.00円	平成28年9月30日	平成28年12月9日
合計		2,029百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成29年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　1,014百万円
② 1株当たり配当額　4.00円
③ 基準日　平成29年3月31日
④ 効力発生日　平成29年6月26日

なお、配当原資は、その他利益剰余金とする予定としております。

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当行グループは、銀行業務を中心として金融サービスに係る事業を行っております。当行は、主に利息収入による収益獲得を目的として貸出金、有価証券及び買入金銭債権等による運用を行っているほか、一定の限度を設け、価格変動による収益獲得を目的として有価証券及び金銭の信託等による運用を行っております。また、資産の流動性を高めるため、現金預け金を保有し、コールローン等の短期市場における資金運用等を行っております。これらの運用原資は、そのほとんどを預金及び譲渡性預金により調達しておりますが、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、必要に応じてコールマネー及び借用金等の調達手段も利用しております。
また、当行は、顧客のリスク回避（ヘッジ）ニーズに応えるため、あるいは当行自身のALMに活用するためにデリバティブ取引を利用しております。その他、一定の限度を設け、売買等による収益獲得を目的としてデリバティブ取引を利用しております。
なお、当行の連結される子会社及び子法人等には、金融商品取引業務を行っている子会社、クレジットカード業務を行っている子会社及びリース業務を行っている子会社があり、各社の業務内容に応じてリース債権及びリース投資資産、割賦債権、会員未収金、現金預け金等の金融資産を保有しており、また一部の連結される子会社及び子法人等では借用金による調達を行っております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク
当行グループが保有する金融資産は、主として当行営業地域内の法人及び個人顧客等に対する貸出金、国内外の債券及び国内株式等の有価証券等であります。債券については、国債、地方債のほか、政府関係機関債、信用力が高い金融機関、事業法人及び外国政府等が発行する各種債券、金銭債権・不動産等を裏付資産とする証券化商品等を保有しております。また、買入金銭債権として、有価証券に準じる信託受益権、一括ファクタリングシステムに係る業務に伴い顧客から買取った金銭債権等を保有しております。これらに加え、日本銀行等に対する預け金、金融機関に対するコールローン等、連結される子会社及び子法人等の事業に伴うリース債権及びリース投資資産等を保有しております。これらは貸出先又は発行体等の信用リスクに晒されており、またそのうち固定金利のものは金利変動により実質価値が変動するリスクに、市場価格がある有価証券等は市場価格の変動リスクに晒されております。
金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は、そのほとんどが当行営業地域内の顧客から受け入れたものであり、満期の定めのない流動性預金及び残存期間１年以内の固定性預金等、期間が短いものが高い割合を占めております。コールマネー等の短期調達手段は、主に円貨及び外貨の資金ポジションの調整等を目的としたものであります。
金融資産及び金融負債を総合的に捉えたときに、資産と負債の間に金利更改期間、資金決済期間又は取引通貨等に差異があることに起因し、金利あるいは為替相場等の変動により、資産・負債の実質価値又は資金利鞘に変動が生じ、損失を被るリスクがあります。また、資産の流動性が短期的に著しく損なわれる事態が発生した場合には、これを補うために費用負担を伴う追加資金調達あるいは意図せざる価格での資産売却等を余儀なくされるリスクがあります。
デリバティブ取引については、金利関連では主に金利スワップ取引、通貨関連では主に通貨スワップ取引及び為替予約取引を利用しております。これらは主に当行自身が市場リスクを回避（ヘッジ）する目的で、あるいは対顧客取引及びそのカバー取引等として利用しており、デリバティブ取引全体の大半を占めております。その他に、株式先物取引、債券先物取引、債券店頭オプション取引及びクレジットデリバティブ取引等について、売買等による収益獲得又はリスクのヘッジを目的として利用しております。取引に伴うリスクについては、大部分がヘッジ目的の取引又はカバー付の取引であること、契約の相手方はいずれも信用力の高い金融機関及び事業法人等であることから、市場リスク及び信用リスクはともに限定されております。なお、当行ではレバレッジ効果の著しい取引（対象物の価格変動に対して時価の変動率が大きい特殊な取引）は行っておりません。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象は債券、貸出金、コールローン及び借用金であり、ヘッジ手段は金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引であります。ヘッジ方針については、当行では内部規定に基づきヘッジ対象、ヘッジ手段、ヘッジ比率を半期ごとに決定のうえ毎月見直しの必要性を判断しており、連結される子会社及び子法人等でもその都度決定しております。ヘッジの有効性評価については、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等に定められた方法により確認しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクの顕在化に伴う多額の損失を回避し、信用リスクを自己資本対比で許容可能な範囲内にコントロールすることにより当行グループ全体の資産の健全性を維持することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、信用リスクを管理しております。

当行では、信用リスクを含めた各種リスクの状況は、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。また、「統合リスク管理」の枠組みのもと、自己資本比率の算定に含まれない「与信集中リスク」を含め、信用リスクをVaR（Value at Risk：予想最大損失額）により計量化しており、リスク量を限度枠に照らして管理すること等を通じて、適正なリスクテイクと安定的な収益の確保に努めております。

信用リスクの管理にあたっては、貸出金については営業推進部門から独立した貸出審査部門が厳正に審査・管理を行い、市場取引については市場リスク管理部署（ミドルオフィス）が日々管理を行う体制としております。また、他部門から独立したリスク管理部門に信用リスク管理部署及びリスク統括部署を設置し、相互牽制機能を確保しております。

また、貸出先や個別案件の信用リスクを統一的な尺度により評価する信用格付制度を整備し、信用度を勘案した融資取組方針の策定や貸出金利の設定に活用しております。与信ポートフォリオの運営にあたっては、融資の基本方針を「百五銀行クレジットポリシー」に定め、特定の企業や企業グループに貸出が集中しないよう管理するとともに、業種別・地域別・信用格付別・与信額階層別などの分布状況を把握し、与信の分散に努めております。

なお、業況が悪化するなどの問題先に対しては、経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収を行っております。

連結される子会社及び子法人等についても、諸規定を整備して各社において信用リスクを管理しているほか、当行の信用リスク管理部署においてグループ全体の信用リスクを管理しております。また、各社に設置した「リスク管理委員会」の運営を通じ、信用リスクを含めた各種リスクの状況を総合的に把握・評価・監視しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、市場変動が経営に与える影響を的確に把握・評価するとともに、適切なポートフォリオ運営を行い、経営体力に照らして適正な水準にリスクを制御しつつ、収益を安定的に確保することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、市場リスクを管理しております。

当行では、市場リスクを含めた各種リスクの状況は、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。また、「統合リスク管理」の枠組みのもと、自己資本比率の算定に含まれない「銀行勘定の金利リスク」を含め、各種の市場リスクをVaR等により計量化しており、リスク量をそれぞれのリスクに設定した限度枠に照らして管理すること等を通じて、適正なリスクテイクと安定的な収益の確保に努めております。

市場取引に係る市場リスクについては、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署(バックオフィス）を明確に分離しているほか、市場リスク管理部署（ミドルオフィス）を設置して日々管理を行うことで、相互牽制機能を確保しております。また、取引の状況、時価及びリスク量等を日次で計測・管理しているほか、市場情報や価格変動等を監視し、状況に応じて適時に管理態勢を強化するなど、不測の損失を被るリスクの低減を図っております。これに加え、売買等による収益獲得を目的とした取引については、ポジション限度枠、ロスカットルール及び損

失累計限度額等を設けるなど、投資対象の特性に応じた管理態勢を整備し、そのもとで厳格な管理を行うことを通じ、損失を被るリスクを限定しております。
また、預貸金等を含めた当行全体の金融資産及び金融負債に関する市場リスクについては、各部署の相互牽制が働く体制のもとで、ALMの観点から管理しております。具体的には、資産・負債の構成に関する各種分析及び金利見通しに基づき、半期ごとにALM委員会、リスク管理委員会及び意思決定機関である経営会議においてリスクヘッジ方針を策定するとともに、毎月見直しの必要性を判断し、また必要に応じて各種のリスク管理策を検討・実行しております。ヘッジについては、主に固定金利の債券又は貸出金を対象として、金利上昇による価値下落リスクを抑制するため、ヘッジ手段として金利スワップ取引を利用しております。なお、外貨建外債等による運用、外貨預金等による調達等の外貨建商品に係る為替相場の変動リスクは、コールマネー等による調達のほか、通貨関連のデリバティブ取引等を利用し、通貨ごとの運用額と調達額をほぼ均衡させることにより低減を図っております。
連結される子会社及び子法人等についても、諸規定を整備して各社において市場リスクを管理しているほか、当行の市場リスク管理部署においてグループ全体の市場リスクを管理しております。また、各社に設置した「リスク管理委員会」の運営を通じ、市場リスクを含めた各種リスクの状況を総合的に把握・評価・監視しております。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、運用・調達の状況及び市場動向を的確に把握し、安定的な資金繰りを行うとともに、流動性危機にも適切に対応し得る態勢を整備することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、流動性リスクを管理しております。
当行では、流動性リスクの状況及びその管理状況は、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。
資金繰りについては、円貨・外貨のそれぞれについて日々の状況及びその見通しを適切に把握・管理しております。また、市場からの調達可能額を定期的に把握するとともに、それに基づいた調達上限額を設け適宜見直しを行うなど、不測の事態への対応策をあらかじめ定めることにより、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。また、リース債権及びリース投資資産、当座貸越契約及び貸出コミットメント、債務保証契約（支払承諾見返及び支払承諾）については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金預け金	330,505	330,505	―
(2) コールローン及び買入手形	84,215	84,215	―
(3) 買入金銭債権（＊１）	11,519	11,519	―
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	392	392	―
(5) 金銭の信託	2,018	2,018	―
(6) 有価証券			
その他有価証券	2,038,661	2,038,661	―
(7) 貸出金	2,935,867		
貸倒引当金（＊１）	△　18,043		
	2,917,824	2,929,665	11,841
(8) 外国為替（＊１）	1,757	1,757	―
資産計	5,386,896	5,398,737	11,841
(1) 預金	4,545,769	4,545,733	△　35
(2) 譲渡性預金	173,335	173,335	△　0
(3) 債券貸借取引受入担保金	274,712	274,712	―
(4) 借用金	82,704	82,679	△　24
(5) 外国為替	41	41	―
負債計	5,076,562	5,076,501	△　60
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,044	3,044	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,062)	(6,062)	―
デリバティブ取引計	(3,017)	(3,017)	―

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。
金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引の時価は、ヘッジ対象である貸出金の時価に含めて記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

当行が保有する預け金のうち、満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金並びに連結される子会社及び子法人等が保有する預け金については、金額が僅少であり重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。一括ファクタリングシステムに係る業務に伴い顧客から買取った金銭債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている金融商品については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっており、コールローン等は帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式（時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式を除く）は、取引所の価格によっております。

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。このうち自行保証付私募債等は、事業性貸出に準じて、将来の元利金及び受取保証料の合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先が発行したものについても、事業性貸出における取扱と同様に、貸倒見積高に準じて実質価値の減価を見積り、時価に反映しております。

投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

当行の貸出金（クレジットデリバティブを内包する貸出金を除く）のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるもののうち、消費者ローン及び地方公共団体等を対象とする貸出商品は、商品の種類及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。事業者向け貸出等は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間又は金利満期までの残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、クレジットデリバティブを内包する貸出金の時価は、取引金融機関から提示された価格等によっております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
なお、連結される子会社及び子法人等の貸出金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替
外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付等（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び（2）譲渡性預金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来の元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間又は金利満期までの残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金
債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金
借用金は、一定の期間ごとに区分して、将来の元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、同様の新規借入を市場で行った場合に想定される利率を用いております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。連結される子会社及び子法人等の借用金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替
外国為替は、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金（外国他店預り）、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）、顧客に売り渡した外国為替に係る未払債務（売渡外国為替）並びに顧客に仕向けられた外国為替に係る未払債務（未払外国為替）であります。これらは、満期のない預り金又は約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（6）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（＊1)(＊2）	2,205
②　組合出資金（＊3）	2,701
合　計	4,906

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について３百万円減損処理を行っております。
（＊3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成29年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	2

２．満期保有目的の債券（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．その他有価証券（平成29年３月31日現在）

	種　　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	160,097	58,374	101,723
	債　券	1,320,185	1,289,214	30,971
	国　　債	626,785	605,506	21,279
	地 方 債	295,174	289,591	5,583
	短期社債	—	—	—
	社　　債	398,225	394,116	4,108
	その他	217,942	208,510	9,432
	小　計	1,698,226	1,556,099	142,127
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	6,992	7,480	△　488
	債　券	132,754	134,504	△　1,749
	国　　債	29,387	30,408	△　1,021
	地 方 債	64,494	65,088	△　594
	短期社債	—	—	—
	社　　債	38,873	39,006	△　133
	その他	204,975	209,512	△　4,536
	小　計	344,722	351,497	△　6,775
合　　計		2,042,949	1,907,597	135,352

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）
該当事項はありません。
5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株　式	11,677	3,937	373
債　券	50,455	428	24
国　　債	25,599	421	―
地 方 債	23,281	―	18
短期社債	―	―	―
社　　債	1,573	7	6
その他	150,843	2,334	538
合　計	212,976	6,701	935

6．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。
7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理はありません。
なお、有価証券の減損処理にあたっては、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて30％以上下落している場合は原則として実施しておりますが、株式及び投資信託については、連結会計年度末日における時価が30％以上50％未満下落している場合、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等によって時価の回復可能性を判断する基準を設け、時価の回復可能性があると認められないものについて実施しております。

（金銭の信託関係）
1．運用目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,018	18

2．満期保有目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）
該当事項はありません。
3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年３月31日現在）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
　営業経費　　26百万円
2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
（1）ストック・オプションの内容

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 13名	当行の取締役 13名	当行の取締役 （社外取締役を除く） 13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 91,600株	当行普通株式 94,000株	当行普通株式 71,700株
付与日	平成23年７月25日	平成24年７月26日	平成25年７月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年７月26日～ 平成53年７月25日	平成24年７月27日～ 平成54年７月26日	平成25年７月25日～ 平成55年７月24日

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 （社外取締役を除く） 13名	当行の取締役 （社外取締役を除く） 12名	当行の取締役 （社外取締役を除く） 12名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 71,200株	当行普通株式 48,100株	当行普通株式 71,400株
付与日	平成26年７月31日	平成27年７月30日	平成28年７月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成26年８月１日～ 平成56年７月31日	平成27年７月31日～ 平成57年７月30日	平成28年７月28日～ 平成58年７月27日

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
権利確定前						
前連結会計年度末	―	―	―	―	―	―
付与	―	―	―	―	―	71,400株
失効	―	―	―	―	―	―
権利確定	―	―	―	―	―	71,400株
未確定残	―	―	―	―	―	―
権利確定後						
前連結会計年度末	53,600株	55,800株	54,900株	60,000株	48,100株	―
権利確定	―	―	―	―	―	71,400株
権利行使	―	―	―	―	―	―
失効	―	―	―	―	―	―
未行使残	53,600株	55,800株	54,900株	60,000株	48,100株	71,400株

② 単価情報

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	―	―	―	―	―	―
付与日における公正な評価単価	302円	300円	404円	396円	578円	377円

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成28年ストック・オプション
株価変動性（注１）	36.68%
予想残存期間（注２）	1.04年
予想配当（注３）	８円／株
無リスク利子率（注４）	△ 0.37%

(注) 1 予想残存期間に対応する期間（平成27年７月から平成28年７月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2 過去10年間に退任した取締役の退任時年齢の平均と、現在の在任取締役の現在年齢の平均との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。
3 平成28年３月期の配当実績であります。
4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（企業結合等関係）
共通支配下の取引等
子法人等株式の追加取得
１．取引の概要
(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
株式会社百五ディーシーカード（クレジットカード業務及び信用保証業務）
株式会社百五総合研究所（地域産業調査及びコンサルティングに関する業務）
(2) 企業結合日
平成28年12月28日
(3) 企業結合の法的形式
非支配株主からの株式取得
(4) 結合後企業の名称
変更ありません。
(5) その他取引の概要に関する事項
当行グループ内の持分比率を引き上げることによりグループ経営の強化を図り、これまで以上にグループが一体となった総合金融サービスを提供することを目的として、非支配株主が保有する株式を取得したものであります。
２．実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。
３．子法人等株式を追加取得した場合に掲げる事項
被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金預け金	1,723百万円
取得原価		1,723百万円

4．非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項
（1）資本剰余金の主な変動要因
子法人等株式の追加取得
（2）非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
2,662百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,332円82銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	35円63銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	35円58銭

（重要な後発事象）
当行は、平成29年4月1日付で当行の連結される子法人等である百五リース株式会社の株式を追加取得し、当行グループ内の持分比率を100%に引き上げることといたしました。
当該株式取得の概要は以下のとおりであります。
共通支配下の取引等
子法人等株式の追加取得
1．取引の概要
（1）結合当事企業の名称及びその事業の内容
百五リース株式会社（リース業務）
（2）企業結合日
平成29年4月1日
（3）企業結合の法的形式
非支配株主からの株式取得
（4）結合後企業の名称
変更ありません。
（5）その他取引の概要に関する事項
当行グループ内の持分比率を引き上げることによりグループ経営の強化を図り、これまで以上にグループが一体となった総合金融サービスを提供することを目的として、非支配株主が保有する株式を取得したものであります。
2．実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。
3．子法人等株式を追加取得した場合に掲げる事項
被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金預け金	4,303百万円
取得原価		4,303百万円

4．非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項
（1）資本剰余金の主な変動要因
子法人等株式の追加取得
（2）非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
161百万円